資料２－２

2014.11.19

独占禁止法審査手続についての懇談会
座長　宇賀克也 様

委員　川島千裕

「報告書（素案）」に対する意見

１．記載内容の修正について

立入検査実施に当たっての事業者への説明及び供述聴取過程での供述人への説明において、指針等に明記された事項のうち必要な内容が適切に伝わるようにするため、報告書素案における以下の箇所の記載内容について修正を求めます。

（１）第４、１．立入検査に関連する論点

○【６頁】（懇談会としての整理のポイント）　ウ　３行目

・・・、必要に応じ、適切な場面において事業者に伝えることが適当であるとの結論に至った。

↓

・・・、適切な場面において必要な内容を記載した文書を用いながら事業者に伝えることが適当であるとの結論に至った。

○【11頁】（懇談会としての整理）
（３）立入検査に関する指針等への記載及び事業者への周知　１行目

・・・、必要に応じ、適切な場面において事業者に伝えることが適当であるとの結論に至った。

↓

・・・、適切な場面において必要な内容を記載した文書を用いながら事業者に伝えることが適当であるとの結論に至った。

（２）第４、３．供述聴取に関連する論点

○【17頁】（懇談会としての整理のポイント）　イ　２行目

・・・、必要に応じ、適切な場面において供述人に伝えることが適当との結論に至った。

↓

・・・、適切な場面において必要な内容を記載した文書を用いながら供述人に伝えることが適当との結論に至った。

○【29頁】（懇談会としての整理）、（６）供述聴取過程の改善　下１行目

・・・、必要に応じ、適切な場面において供述人に伝えることが適当であるとの結論に至った。

↓
・・・、適切な場面において必要な内容を記載した文書を用いながら供述人に伝えることが適当であるとの結論に至った。

２．記載の追加について

以下の追加記載について検討をお願いします。

（１）【４頁】第２　検討対象

「検討対象」に係る議論経過が分かるよう、本文もしくは脚注に、以下の内容を追加記載する。

○　第２回懇談会において、宇賀座長から、第１回懇談会での議論を整理し、本懇談会における検討の対象は行政調査手続としつつ、行政調査がその過程において犯則調査に移行する可能性があることを念頭に置いて議論することとしたい旨、及び調査権限の強化については必要に応じて議論することとしたい旨を説明し、懇談会の了承を得た。

（２）【27頁】第４、３．供述聴取に関連する論点、（議論の概要）、（６）供述聴取過程の改善

頁中段の「これらに関して、委員、本懇談会のヒアリング出席者及びパブリックコメントでの意見提出者から次のような意見が出された。」の次に列挙されている意見要旨に、以下の２点を追加記載する。

○　休憩時間の確保のほか、１つの事件当たりの聴取回数の制限、もしくは１日当たりの聴取時間の制限を設けてはどうか。

○　今回の法改正に伴い、供述聴取に際して、処分前手続で供述調書を会社に閲覧・謄写される可能性があることを当該従業員に告知する必要がある。

（３）【33頁～】第４、５．今後の課題

以下の内容を追加記載する。

○　当懇談会として、公正取引委員会において本報告書を踏まえた指針等の見直し等を速やかに進め、その結果を報告・公表すること、内閣府において一定の期間が経過した後にフォローアップを実施し、その結果を報告・公表することを求める。

以　上